野外焼却は禁止されています

苦情が多く寄せられています

廃棄物を野外焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」で、一部の例外を除いて禁止されています。

野外焼却は周辺の方々に煙や悪臭などで迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質を発生させ生活環境への影響が心配されます。また、火災の原因にもなりますので、野外焼却を行わないでください。市役所には次のような苦情が寄せられています。

◆野外焼却に関する苦情
- 煙や臭いで窓を開けられない。
- 屋外に干している洗濯物や布団に臭いや灰が付着する。
- 燃やしているところに誰もおらず危険を感じる。

野外焼却禁止の例外

①風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
〔例〕どんど焼き、塔婆の供養焼却

②農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
〔例〕農業従事者による稲わらやあぜ草、下枝の焼却

③たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
〔例〕風呂や暖炉を加熱するための焼却、落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー

④災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
〔例〕災害時の木くずなどの焼却

野外焼却は法律で罰せられます

法律で定められた基準を満たした焼却炉以外での焼却は、禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役または1，000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、もしくは懲役と罰金の両方が科せられます。

市では常習的・組織的にされた悪質な焼却に関しては、警察に通報するなど、厳しく対処します。

◆違法な野外焼却の事例
- ドラム缶やブロック囲いを利用しての焼却
- 地面に穴を掘っての焼却

野外焼却の〝例外〟とは

上に示す例外の場合は、法令で野外焼却が認められています。

しかし、周辺の方から野外焼却に関する苦情があるなど、生活環境への影響がある場合は、行政指導や罰則などの対象となります。十分にご注意ください。

◆例外の場合の注意事項

例外とされた野外焼却であっても、焼却はできるだけ最小限にし、周辺の方へ配慮してください。

また、火災に注意してください。
- 事前に周辺の方に声を掛けて理解を得ておく。
- 民家などからできるだけ離れた場所を選ぶ。
- 燃やす量や時間帯、風向きに気を配り、煙やすすなどで風下の洗濯物などを汚さないようにする。
- 付近の通行の妨げにならないようにする。
- 燃やす前に、草木をよく乾かし、少量ずつ燃やす。
- ビニール類やプラスチック類を絶対に燃やさない。
- 風が強いときは中止する。
- 焼却以外の方法を考える。

＊　＊　＊

自分だけでなく、皆さんにとっても快適な生活環境のために、ご協力をお願いします。

◆問合せ　環境課（市役所内線391）

放課後児童クラブ利用者を募集

市では同居する家族（65歳未満の成人の方全員）の就労などによって、家庭での保育が困難な児童を対象に、放課後児童クラブを実施しています。平成31年度の利用者を募集します。

◆実施場所　市内全ての小学校

◆対象

実施校	対象学年
西脇小、重春小、日野小 比延小、楠丘小、桜丘小	小学１～３年生 ※対象学年の拡大は、検討中
双葉小、芳田小	小学１～６年生

※小学４～６年生の特別支援学級入級児童・療育手帳保持児童・発達障害児童については、全ての小学校で対応します。

※定員が超過しているときは、希望に添えないことがあります。

※西脇小学校、楠丘小学校および桜丘小学校では、旧幼稚園で実施しています。

◆実施日

毎週月～土曜日（祝日、８月12日～15日、12月28日～１月４日を除く）

◆実施時間
- 平日＝下校時～午後６時30分
- 土曜日および長期休業期間＝午前８時15分～午後６時30分

※早朝保育利用者は午前７時30分～午後６時30分

◆保育料（月額）
- 通常月＝6,000円（早朝保育利用者は6,200円）
- ８月＝11,000円（早朝保育利用者は12,000円）

※春休みおよび冬休みのみの利用は、別途保育料が必要です。

※保育料の日割りはありません。

※おやつ代が別途必要です。

◆申込期間　11月５日（月）～11月16日（金）

◆申込方法

下記の提出書類を学校教育課へ提出してください。所定の様式は学校教育課にあります（市ホームページからもダウンロードできます）。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆提出書類
- 放課後児童クラブ入所許可申請書
- 保育を必要とする事由証明書
- 放課後児童クラブ緊急連絡先
- 口座振替依頼書

◆問合せ　学校教育課（市役所内線536）

ごみダイエット通信

第18話　～現状から考えるごみの減量と資源化～

■環境課（☎22-3111）

市ではごみ処理基本計画を策定するときに、家庭や事業所からどのような燃えるごみが出されているか調査を実施しました。

調査はごみステーションに出されたごみ袋から、任意で200キログラム分の燃えるごみを抜き取り、品目ごとに重さを量る方法で行いました。

調査結果

①約70パーセント以上のごみは、みどり園で定める燃えるごみの分別方法に従って適切に出されていました。

②台所ごみが燃えるごみ全体の約30パーセントを占めていました。

③ごみの中には減量や資源化ができる品目が多く含まれていました。

④リサイクルが可能な紙類が約15パーセント含まれていました。

ごみの減量と資源化に向けて

西脇市の１人１日当たりのごみ排出量は784グラム。県内では6番目に少ない値ですが、その処理に年間１人当たり約12，000円がかかっています。資源化できるごみを燃えるごみとして出すのではなく、正しく分別しましょう。分別することで再生処理ができ、ごみを貴重な資源としてよみがえらせることができます。一人一人が「燃やせばごみ、分ければ資源」を意識して、分別を徹底しましょう。

◆台所ごみ

台所ごみは水分量が多く、ごみの約30パーセントを占めており、その発生を抑えることと資源化に取り組むことが重要です。台所ごみは日頃の心掛けで減らすことができます。まずは「使い切り・食べ切り・水切り」の「３きり運動」に取り組みましょう。

◆紙類

燃えるごみで出さずに、子ども会や自治会などが行う資源ごみ回収に、資源ごみとして出しましょう。